

（表面）

廃棄物処理施設等設置等事前協議書

年 月 日

（あて先）高 崎 市 長

協議者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

高崎市廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程第7条第1項の規定により、廃棄物処理施設等の設置等の事前協議をしたいので、関係書類及び図面を添えて提出します。

事前協議の概要				
廃棄物処理施設等の設置場所	（ 設置場所全体の面積 m² ）			
廃棄物処理施設等の種類				
処理する廃棄物等の種類				
廃棄物処理施設等の処理能力 （中間処理施設の場合には施設の最大処理能力並びに処理前廃棄物保管場所の面積及び保管容量、最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量、積替え又は保管施設の場合には積替え又は保管場所の面積及び保管容量）	処理能力	m ³ /日（ ）時間		
		t/日（ ）時間		
	処理前保管場所面積	m ²	保管容量	m ³
	埋立地面積	m ²	埋立容量	m ³
	積替え場所面積	m ²		
	保管場所面積	m ²	保管容量	m ³
廃棄物処理施設等の処理方式				
※ 事務処理欄				

(裏面)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要に関する書類2 協議者の事業経歴及び過去における廃棄物処理及び汚染土壌処理の事業実績等3 立地環境に関する書類及び図面4 廃棄物処理施設等の設置場所の位置図、公図の写し並びに周辺の土地利用現況図及び土地利用規制図5 廃棄物処理施設等の構造等を説明するための書類及び図面6 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画を説明するための書類及び図面7 処理工程図（最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図）8 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面（最終処分場にあつては、法第8条第2項第8号又は第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画を含む。）9 事業計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類10 生活環境影響調査方法書（事前協議の対象となる廃棄物処理施設等が周辺地域の生活環境に与える影響の調査の実施方法等を記載した書類をいう。）11 関係地域住民等との合意形成手続に関する申立書12 廃棄物処理施設等の設置場所の土地の所有者が発行する事前協議書提出確認書（事前協議をしようとする者が当該土地の所有権を有しない場合に限る。）13 廃棄物処理施設等の設置場所の土地及び第18条第1項第2号に規定する土地の登記事項証明書14 当該事前協議をしようとする者に関する書類（法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し）15 その他市長が必要と認める書類
----------	--

備考

- 1 事前協議の概要については、廃棄物処理施設等の設置、構造若しくは規模の変更又は廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類の追加等の別を記入してください。
- 2 廃棄物処理施設等の設置場所については、設置場所の地番及び全体の面積を記入してください。
- 3 廃棄物処理施設等の種類については、一般廃棄物中間処理施設、一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物中間処理施設、産業廃棄物最終処分場、産業廃棄物の積替え又は保管施設、汚染土壌処理施設又汚染土壌の積替施設の別を記入するとともに、一般廃棄物中間処理施設、産業廃棄物中間処理施設及び汚染土壌処理施設にあつては、その区分に応じて、次のとおり記入してください。
 - (1) 一般廃棄物中間処理施設 ごみ処理施設、し尿処理施設の別を記入し、さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設又は分別施設等の別を括弧書きしてください。
 - (2) 産業廃棄物中間処理施設 脱水施設、乾燥施設、油水分離施設、焼却施設又は破碎施設等の別を記入してください。
 - (3) 汚染土壌処理施設 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設の別を記入し、さらに具体的な処理方法を括弧書きすること。
- 4 処理する廃棄物等の種類については、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物又は汚染土壌の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、感染性廃棄物又は特定有害物質の種類及び上限濃度等、具体的に記入してください。
- 5 廃棄物処理施設等の変更に関する協議の場合、処理する廃棄物等の種類、処理能力等に関する記載事項については、変更後の状況を記載してください。
- 6 当該事前協議書は2部提出してください。